

地産地消の推進 【414百万円及び3,813百万円の内数】

いま

地元で直売所や加工施設があったらもっと農産物を買れるのに



もっと地産地消を進めたいのに、うちの地域はうまくいかないなあ



給食に地場産をもっと本格的に使いたいわ



※ 本事業は平成22年度予算により行われます。

支援策

地産地消活動に必要な施設の整備

地産地消活動に必要な

- ・ 農産物直売所
 - ・ 加工処理施設
 - ・ 地域食材供給施設
- などの整備を支援

〈交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは1/2以内）〉



【強い農業づくり交付金(都道府県型)(地産地消促進特別枠)】

知的財産権取得支援

地域の食材を活用した特徴ある料理について、

- ・ 創作料理の開発
- ・ 地域食文化発信店の認定
- ・ 周知活動



などを通して、地域団体商標や意匠等の取得を目指す取組を支援
〈補助率定額、1/2以内〉

【未来を切り拓く6次産業創出事業のうち地産地消・販路拡大・価値向上(食文化活用・創造事業)】

地産地消活動等の収益力向上の取組を支援

- ・ 販売企画力、生産技術力、人材育成力を強化する取組を支援
- ・ 普及指導員を中核にした産地経営支援チームがサポート
- ・ 強い農業づくり交付金(市町村型)をあわせて活用可能

産地収益力向上協議会

(農業者団体+市町村、普及指導員、外部専門家等)



3年間の産地収益力向上プログラムを策定

一般地区推進 (ソフト支援(1/2)×3年継続)

販売企画力強化

- ・ 加工品試作
- ・ 実需者交流等

生産技術力強化

- ・ 新品種導入
- ・ 新技術実証等

人材育成力強化

- ・ 小売・宣伝研修
- ・ 産地内技術伝承等



地場農産物を用いた加工品試作



多品目生産のための新規作物導入

地産地消の推進のための追加的支援

(ソフト支援(補助率1/2)×単年)

- ・ 生産者が売上を確認できるPOSの導入など直売所の機能強化やネットワーク化
- ・ 周年・多品目供給体制の構築



地産地消の普及・拡大:全国団体(定額)

- ・ 事例の調査・提供
- ・ コーディネーターの育成・派遣

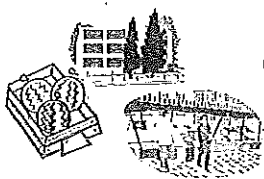


【産地収益力向上支援事業のうち地産地消の取組の推進】

こうなります

地域農林水産物や地域産業への理解増進

6次産業化による農業所得の向上



地元の新鮮な野菜や果物がたくさん食べられるね



地域みんなが喜んでくれるよ。もっとがんばって野菜をつくってみよう!

詳しい内容については、農林水産省生産局技術普及課にご相談ください。(TEL:03-6744-2110)

農業生産工程管理（GAP）の普及推進

【消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数】

【産地収益力向上支援事業 1,629（0）百万円の内数】

【強い農業づくり交付金（市町村型） 2,184百万円の内数】

対策のポイント

食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するため、より高度なGAPの普及を推進します。また、GAPの実践により、産地の収益性の向上を図る取組を推進します。

（背景）

- ・GAPの導入産地は毎年着実に増加しており、平成21年3月末現在、1,572産地で導入。
- ・一方、食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するためには、リスク低減指針等の科学的知見や消費者等のニーズを踏まえた、より高度な取組内容を有するGAPの推進が必要。
- ・また、近年、農産物価格の低迷、肥料の高騰等により、食料供給力の持続性が減退している産地が増大している中で、GAPの実践により産地の収益性を向上させる取組が必要。

政策目標

- ・平成23年度までに2,000産地においてGAPを導入
- ・食品の安全性等が向上する、より高度な取組内容を有するGAPの実践の確保

<内容>

1. 食品の安全性等を向上し、消費者の信頼を確保するGAPの導入支援
食品安全に関するリスク低減指針等を反映した高度な内容を有するGAPの導入を進めるため、普及組織を対象とした指導者の育成や、普及組織による産地への指導、産地での研修会の開催や取組に必要な分析、実証等を支援します。

消費・安全対策交付金 2,686（2,314）百万円の内数

交付率：定額（10/10、1/2以内）

事業実施主体：地方公共団体、民間団体

- ★ 2. 産地の収益性向上に結びつくGAPの導入支援

産地の収益性を向上するため、生産から加工・流通まで一貫した工程管理等の先進的な取組を導入するための実証や、産地基幹施設・分析機器等の整備を支援します。また、GAPの取組事例に関する情報の収集・提供を行い、各地域におけるGAPの取組の向上を支援します。

産地収益力向上支援事業 1,629（0）百万円の内数

強い農業づくり交付金（市町村型） 2,184百万円の内数

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：協議会、全国団体

[担当課：生産局技術普及課（03-6744-2435（直））]

農業生産工程管理(GAP)に取り組む産地の皆さんへ

※ 本事業は平成22年度予算により行われます。

都道府県

[消費・安全対策交付金]

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、より高度な内容を有するGAPの普及推進の取組を支援します。

事業対象: 都道府県等、補助率: 定額(1/2)

都道府県における
推進方針の検討

- ・検討会等の開催
- ・調査、実証

GAPの普及

- ・普及マニュアルの策定
- ・産地のリーダー等を対象とした研修の実施



[消費・安全対策交付金]

普及組織による、より高度なGAPの導入・普及のための活動を支援します。

事業対象: 都道府県の普及組織、補助率: 定額(10/10)

産地への指導

- ・産地への指導、助言

普及指導員の養成

- ・新たな専門知識、技術習得のための研修

産地

産地の取組を支援

[消費・安全対策交付金]

食品安全に係るリスク低減の指針等を反映した、より高度な内容を有するGAPの導入を支援します。

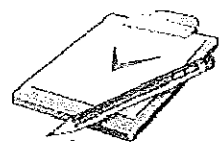
事業対象: 市町村、3戸以上の生産者で組織される団体、補助率: 定額(1/2)

生産者の理解促進

- ・研修会の開催

産地での導入

- ・推進会議の開催
- ・危害要因の分析、実証 等



[産地収益力向上支援事業] [強い農業づくり交付金]

GAPを産地の収益性向上に結びつける取組を支援します。

事業対象: 協議会、補助率: 1/2、定額

産地の収益性向上
を目指す協議会へ
の支援

- ・GAPのチェックリストの作成、実証
- ・GAPの実施に必要な産地基幹施設・分析機器等の整備

この他、全国規模での情報収集・提供の取組を実施 [産地収益力向上支援事業]

- ・現地調査、文献の収集等によるGAPの取組に関する情報の収集
- ・データベース構築による情報の提供

詳しい内容については、地方農政局生産経営流通部農産課(TEL)
または、農林水産省生産局技術普及課にご相談下さい。(TEL03-6744-2435)



産学官連携による経営革新技術の普及強化

【産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 145(195)百万円】

対策のポイント

普及組織が参画する産学官連携プロジェクトによる、生産現場での新技術の確立から、総合的な技術普及までの一貫した取組を支援し、革新技術の導入による担い手の経営発展を図ります。

<背景/課題>

- ・担い手の経営の発展・安定のためには、農業生産の低コスト化、収量や品質の向上などの技術的課題を迅速に解決することが不可欠です。
- ・普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携による新たな普及手法は、革新技術の速やかな導入による先進的な農業経営の実現や、農政課題の迅速な解決につながります。

政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進

<内容>

1. 産学官連携普及活動支援

普及組織、試験研究機関、大学及び民間等の産学官連携プロジェクトにより、先進的な農業経営の実現に必要な低コスト化、高品質化、高生産性等に関する革新技術の活用や組合せによる技術・普及活動を支援します。また、重要な農政課題に対応した高度な技術的課題の解決に向けた技術実証・普及活動を支援します。

2. 産学官連携技術情報支援

産学官連携による革新技術・新品種の実用化及び普及を推進するため、民間団体による幅広い技術シーズの収集・発掘、担い手や産地が抱える技術的課題の抽出、民間企業と産地ニーズを踏まえた技術のマッチングのコーディネート活動や普及組織等との調整を支援します。

産学官連携経営革新技術普及強化促進事業 145(195)百万円
 補助率：定額
 事業実施主体：民間団体等
 事業実施期間：平成19年度～23年度

[お問い合わせ先：生産局技術普及課 (03-3501-3769 (直))]

★ 現場創造型技術の活用・普及支援

【現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 23（45）百万円】

対策のポイント

- 篤農家等が持つ技術の若手農業者への継承やその効果的な活用により、地域活性化を図る取組を支援します。
- 篤農家等を「農業技術の匠」に選定し、その技術の普及促進を図ります。

<背景／課題>

・高齢化の進展等で地域農業の基盤となる新たな技術、人材、経営資源が不足し、地域活性化に向けた打開策を必要とする地域が増加しています。

・一方、全国には、農業現場において優れた技術を生み出し、実践してきた篤農家等が存在し、その特色のある技術を地域の課題解決に活用することで地域活性化に結びつくことが期待できます。

（平成21年度、「農業技術の匠」を14人（1グループ含む）選定）

政策目標

効果的・効率的な普及事業の推進

<内容>

1. 現場創造型技術の活用による地域活性化への支援

- （1）篤農家が農業現場で生み出した特色ある技術を核とした地域ブランドの形成等地域の活性化を図ります。
- （2）具体的には、普及指導センター、農協、市町村等の参画を得つつ、①地域の技術・経営課題の共有化、②篤農家等の技術を確立するための実証・改良、③技術の活用による経営改善プランの策定等の篤農家と若手農業者の主体的な取組に対して助成を行います。

2. 「農業技術の匠」の選定

- （1）地域活性化に資する現場創造型技術を有する篤農家等について、「農業技術の匠」として選定を行います。
- （2）篤農家等の技術を活用したモデル事例を収集し、その普及推進を図ります。

現場創造型技術（匠の技）活用・普及支援事業 23（45）百万円

補助率：定額

事業実施主体：民間団体等

事業実施期間：平成20年度～24年度

[お問い合わせ先：生産局技術普及課（03-3501-3769（直））]



強い農業づくり交付金

【14,385(24,416)百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万トン(平成24年度)
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減(平成27年度)
- 認定農業者を新たに400経営体育成(平成26年度)
- 中央卸売市場(青果・水産)の低温卸売場2割以上(平成27年度)

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。

2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保

経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。

また、道府県農業大学校等での研修教育や職業訓練の推進に要する施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。

3. 安全で効率的な流通システムの確立

中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
 事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等 〕

〔 お問い合わせ先： 1の事業：生産局総務課 (03-3502-5945(直))
 2の事業：経営局構造改善課 (03-3502-6444(直))
 経営局人材育成課 (03-6744-2160(直))
 3の事業：総合食料局流通課 (03-3502-8236(直)) 〕

★ 29 経営体育成交付金

【8,145(0)百万円】

対策のポイント

経営体育成のために必要な農業用機械施設等の整備に関する各種ハード事業を整理・統合し、使い勝手の良い支援スキームとして再構築します。

<背景/課題>

多様な農業経営体を育成・確保するため、経営体育成に必要な機械施設整備等への総合的な支援を、現場で利用しやすい形で実施する必要があります。

政策目標

認定農業者1,3万経営体、法人経営250経営体、集落営農組織2,000経営体、新規就農青年3,500人を育成

<主な内容>

経営体に対する経営支援のうち、農業用機械・施設の整備等のハード面での支援については、従来、認定農業者、集落営農、新規就農者といった対象者ごとに、別々の事業で支援してきました。今後は経営体に対する以下のようなハード支援を市町村が策定する1つの計画で一括して、複数年にわたって計画的に行えるようにします。

1. 新規就農者補助

新規就農青年の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数
補助率: 定額(1/2以内(400万円上限))
事業実施主体: 地域担い手育成総合支援協議会等

2. 融資主体型補助

経営体が融資を主体として農業用機械施設等を導入する場合、融資残の自己負担部分について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を補完的に支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数
補助率: 定額(融資残額(3/10上限))
事業実施主体: 地域担い手育成総合支援協議会等

3. 追加的信用供与補助等

融資主体型補助に係る融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への交付金の積み増しによる金融機関への債務保証(経営体の信用保証)の拡大等を支援します。

経営体育成交付金(ソフト): 486百万円
補助率: 定額
事業実施主体: 都道府県農業信用基金協会等

4. 集落営農補助

集落営農の組織化・法人化に必要な農業用機械等の導入を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数
補助率: 定額(1/2以内)
事業実施主体: 集落営農組織等

5. 共同利用施設補助

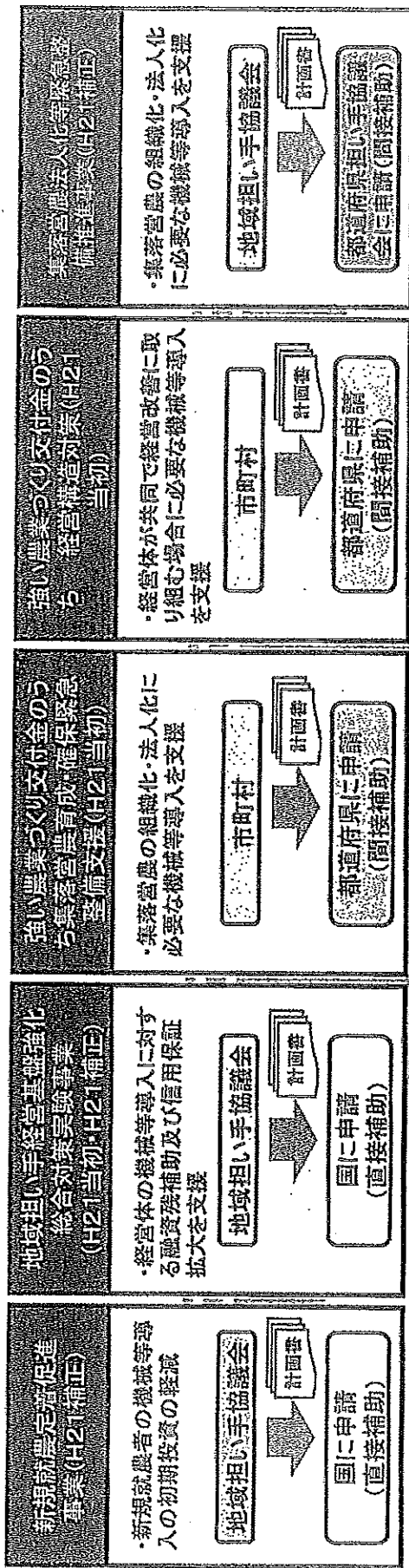
経営体が経営の高度化に向けて取り組む経営の規模拡大や複合化・多角化等に必要となる集出荷施設や加工施設等の共同利用施設の整備を支援します。

経営体育成交付金(ハード): 7,659百万円の内数
補助率: 定額(1/2以内)
事業実施主体: 市町村、JA、農業者等の組織する団体等

[お問い合わせ先: 経営局構造改善課 (03-6744-2148(直))]

農業用機械施設等の整備を支援する事業の統合・交付金化

現在、対象者ごとに事業計画を策定し、縦割りかつ単年度ごとに実施

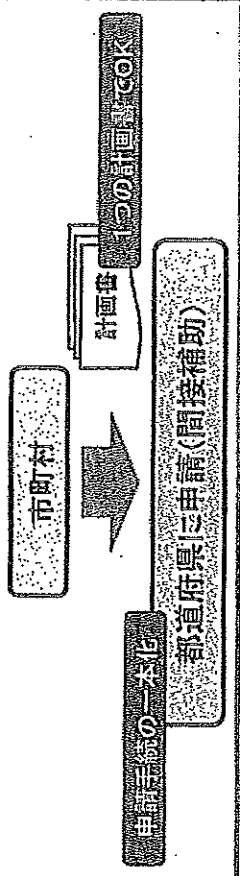


経営体に対するハード支援を行う事業を統合・交付金化



経営体育成交付金

- ・経営体の育成・確保のための各事業を統合・交付金化
- ・市町村が策定する一つの計画のもと、複数年にわたる取組を支援 (計画書作成は初年度のみ)
- ・計画主体は市町村とし、申請窓口を一本化



★ 農地保有合理化促進事業

【平成22年度概算決定額：865（1,472）百万円】

対策のポイント

農地の仲介機能を有する農地保有合理化法人の事業推進体制を強化するとともに、意欲ある農業者の規模拡大に伴う負担を軽減することにより農地集積の加速化を進めます。

（農地保有合理化事業とは）

農地保有合理化事業は、公的機関である農地保有合理化法人が、規模縮小農家等から農地を買い入れ（借り入れ）、意欲ある農業者に農地を売り渡す（貸し付ける）ことにより円滑な経営規模の拡大を支援する事業で、農業者への農地集積を進める上で重要な政策手段となっています。

（農地保有合理化事業の現状）

農地保有合理化事業が利用集積に介入した面積は、平成19年度において、売買により0.8万ha、貸借により1.5万haの計2.3万haとなっており、近年増加傾向にあります。

政策目標

農地保有合理化法人が行う売買等で年間約1万haの農地を集積する。

<内容>

1. 指導推進整備費

都道府県による農地保有合理化法人に対する指導、（社）全国農地保有合理化協会による農地保有合理化事業の啓発宣伝や研修事業及び農地保有合理化法人の事業推進体制の整備等を支援します。

2. 業務費

農地保有合理化法人が農地保有合理化事業を実施する際に必要な契約書作成費や測量費及び登記申請費等の各種業務費を支援します。

3. 事業費

① 土地買入資金助成費

農地保有合理化法人が農地の買入を行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

② 小作料前払資金助成費

農地保有合理化法人が小作料相当額の一括前払いを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

③ 農地継承円滑化事業助成費

当面受け手のいない農地を維持・管理しつつ、良好な状態で農地を意欲ある農業者へ円滑に継承するため、緑肥作物栽培等の管理耕作や特産農作物普及のための試験栽培等、農地保有合理化法人の活動を支援します。

④ 農業用機械・施設リース事業助成費

農地保有合理化法人が、農業経営の規模拡大に伴い必要となる農業用機械・施設を担い手にリースする際に必要となる経費を支援します（新規事業は終了しており、過去にリースしたものが対象）。

⑤ 経営再生支援事業助成費

経営困難に陥った農業者の経営資源（農地・施設等）を農地保有合理化法人が買い入れる際に、売渡しを受ける意欲ある農業者の農業経営を勘案した適正価格の査定（デューデリジェンス）の実施を支援します。

また、買い入れた農地等の生産性を低下させないように、農地保有合理化法人が一時管理する際の経費を支援します。

4. 経営転換タイプ

農地保有合理化法人が経営を転換する農業者等から農地の買入れを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

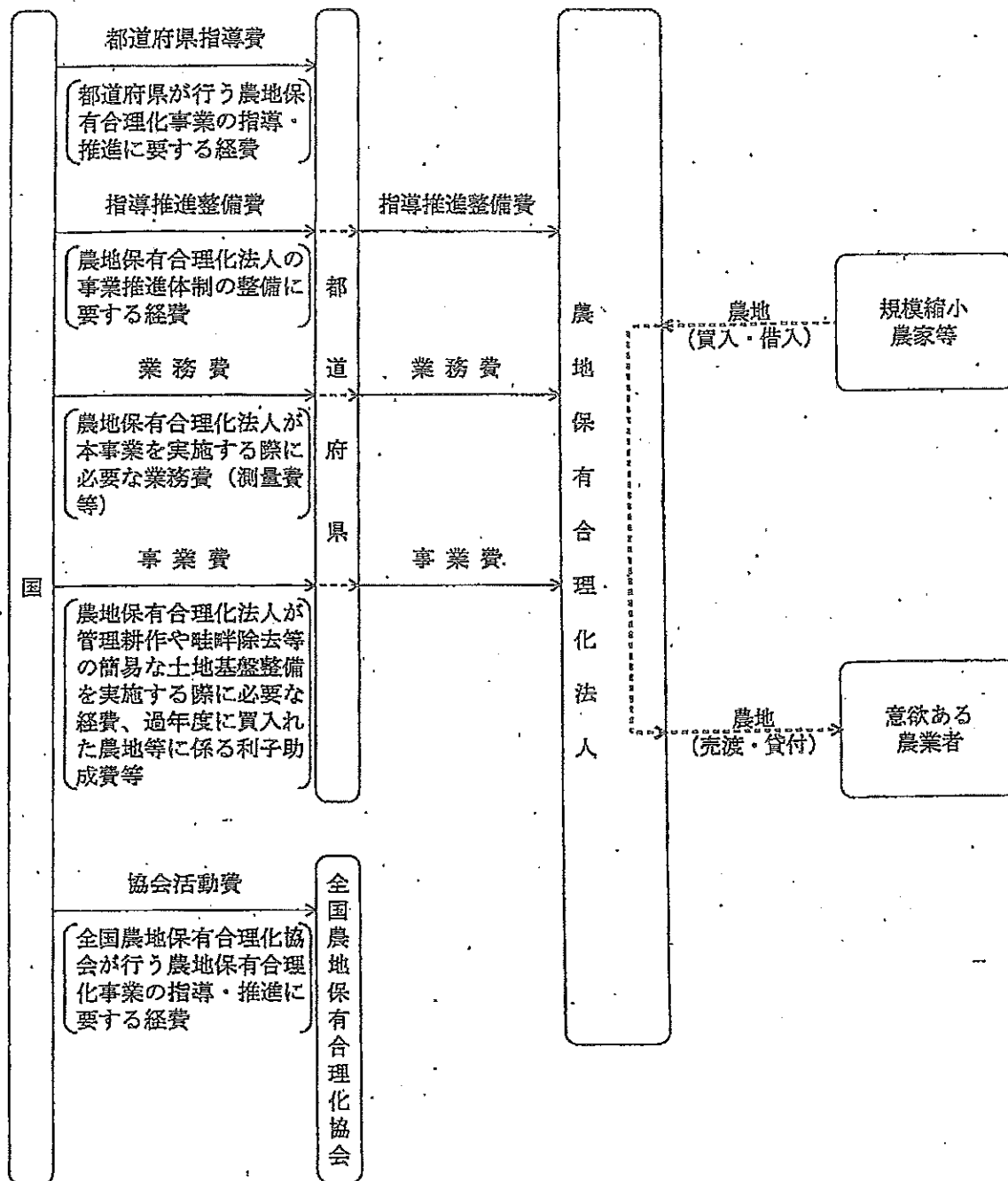
5. 農地保有合理化緊急加速事業費

農地保有合理化法人がUR対策期間中に農地の買入れを行う際に必要な資金等を金融機関から借り入れる際の利息を支援します（新規借入れは終了しており、過去に借り入れた資金が対象）。

補助率：定 額、7/10以内、6/10以内、1/2以内
事業実施主体：都道府県、(社) 全国農地保有合理化協会、農地保有合理化法人
事業実施期間：平成12年度～平成26年度

[担当課：経営局経営政策課 (03-6744-2143 (直))]

農地保有合理化促進事業の仕組み





36 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,275 (26,115) 百万円

対策のポイント

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

<背景/課題>

- ・農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により適切な保管理が困難となってきました。
- ・また、環境問題への国民の関心が高まる中で、我が国農業を環境保全を重視したものに転換することが求められています。
- ・これらを踏まえ平成19年度に創設された農地・水・環境保全向上対策の実施にあたっては、効果や課題を適切に検証し、広く国民の理解を求めながら推進することが必要です。

政策目標

地域資源の保全のための共同活動等に取り組む面積の維持・拡大
(H20年度実績136万ha)

<主な内容>

1. 農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,202 (26,095) 百万円

農地・農業用水等の資源を保全・向上する地域ぐるみの共同活動と化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動を実施する地域を支援します。

〔補助率：定額（単価：都府県の水田4,400円/10a(うち国の支援額2,200円/10a)等）
事業実施主体：地域協議会、地方公共団体〕

2. 農地・水・環境保全向上対策評価検討事業

(1) 農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査委託

29 (20) 百万円

農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施します。

〔補助率：定額
事業実施主体：国〕

(2) 農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業

44 (0) 百万円

環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施します。

〔補助率：定額
事業実施主体：民間団体〕

お問い合わせ先：

- 〔1、2 (1) の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447 (直))
2 (2) の事業 生産局農業環境対策課 (03-3593-6495 (直))〕

農地・水・環境保全向上対策

【所要額】 27,275 (26,115) 百万円

農地・農業用水等の資源や環境をめぐる課題

現状

- 農村における過疎化・高齢化・混住化等が進行
- 国民の環境に対する意識の高まり

課題

- 集落機能の低下により、資源の適切な保全管理が困難化
- 自然環境や景観の保全・形成等をめぐる国民の要請への対応が必要

農地・水等の資源や環境の保全に向けた取組の推進

農地・水・環境保全向上対策

- ・ 地域ぐるみで農地・農業用水等の資源を効果的に保全・向上する共同活動と先進的な営農活動を実施する地域を支援

共同活動支援交付金【非公共】～継続～
【所要額】 22,697 (21,712) 百万円

- ・ 多様な主体が参画し、市町村と協定を締結した活動組織が支援対象
- ・ 活動組織が行う地域共同の取組を支援



水路の泥上げ



生き物調査

営農活動支援交付金【非公共】～継続～
【所要額】 3,530 (2,771) 百万円

- ・ 地域でまとめて化学肥料・化学合成農薬を大幅に低減する先進的な営農活動等を支援



浅水代かきによる濁水の排出抑制



フィロシ剤による害虫防除

一体的な実施

これまでの実績

【全国の取組状況】

＜共同活動支援＞

活動組織数	取組面積
18,973	1,361千ha

＜営農活動支援＞

活動組織数	取組面積
2,574	61千ha

注1：平成20年度実績の数値。

注2：営農活動支援の数値は、共同活動支援の各数値の内数。

【全国の対象施設数】

開水路(km)	パイプライン(km)	農道(km)	ため池(箇所)
236,732	44,120	163,050	29,235

【活動組織の構成員】

農業者		非農業者	
個人(人)	団体	個人(人)	団体
1,107,967	15,049	238,849	111,364

注1：平成20年度実績の数値。

注2：農業者個人には農業者団体に属する人数も含まれる。

農地・水・環境保全向上活動推進交付金【非公共】～継続～
974 (1,612) 百万円

- ・ 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の円滑な実施を促進

農地・水・環境保全向上対策の評価に関する検討調査【非公共】～拡充～

29 (20) 百万円

- ・ 農地・水・環境保全向上対策の定量的・定性的な効果について調査・分析を実施

農地・水・環境保全向上対策環境保全型農業推進調査事業【非公共】～新規～

44 (0) 百万円

- ・ 環境保全効果の高い多様な農業生産方式の導入が農業経営に及ぼす影響やその効果等の調査・分析を実施

農地・農業用水等の資源や環境の適切な保全と質的向上

戸別所得補償制度に関するモデル対策

【5,618(0)億円】

対策のポイント

平成22年度においては、「制度のモデル対策」として

- ① 自給率向上のための戦略作物等への直接助成
 - ② 自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成
- を内容とする対策を実施し、平成23年度からの本格実施への円滑な移行に資します。

<主な内容>

★ 1 水田利活用自給力向上事業 2,167(0)億円

自給率の向上を図るため、水田を有効活用して、麦・大豆・米粉用米・飼料用米等の戦略作物の生産を行う販売農家に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準を直接支払により交付します。

また、従来 of 助成体系を大幅に簡素化し、全国统一単価の設定など分かりやすい仕組みとします。

(1) 交付対象者

これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象とします。

(2) 交付単価

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

(3) 激変緩和措置

現行に比べて助成額が減少する地域における影響をできる限り緩和するため、以下の激変緩和措置を講じます。

ア 単価設定の弾力的運用等

- ・ その他作物に対する助成を活用した、新規需要米を除く戦略作物への加算
- ・ 麦・大豆・飼料作物の間の単価調整
- ・ 二毛作助成による、二毛作可能地域の激変緩和効果

イ 激変緩和調整枠の設定

- ・ アの取組を行っても、なお、減少分の激変緩和を行う必要がある場合の措置として、別途の「激変緩和調整枠」を設け、単価変動の大きい作物への加算を実施

2 米戸別所得補償モデル事業

3,371(0)億円

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を直接支払により実施します。

(1) 交付対象者

米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家・集落営農のうち、水稻共済加入者又は前年度の出荷・販売実績のあるもの

(2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から一律10a控除して算定

(3) 交付単価

① 定額部分

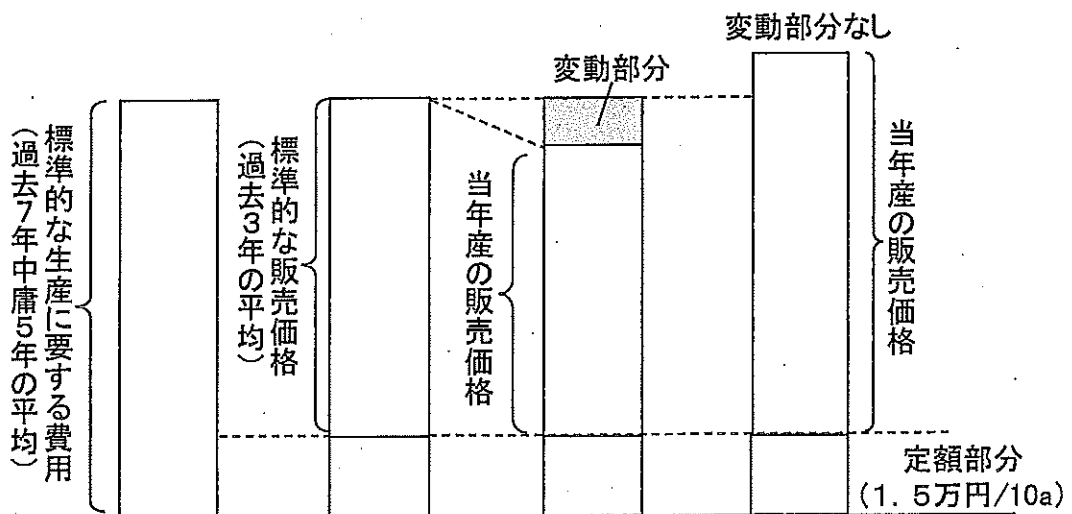
標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額である1万5千円/10aを全国一律単価とし、これに交付対象面積を乗じた金額を当年産の販売価格のいかんに関わらず交付します。

② 変動部分

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定し、これに交付対象面積を乗じた金額を交付します。

定額部分	10a 当たり 1万5千円 (全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格 (過去3年平均) を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

(参考)



3 推進事業等

(1) 戸別所得補償制度導入推進事業

76(0)億円

戸別所得補償制度モデル対策の実施及び23年度からの本格実施への移行に必要なとなる、システム開発・端末整備や直接支払に要する経費を確保するとともに、現場における事業推進や要件確認を行う市町村等に対し必要な経費を助成します。

(2) 統計調査事業

4(0)億円

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格実施に向けて、なたね、そば等の生産費や単収に係る新たな統計データを把握できるよう、調査内容を拡充します。

お問い合わせ先:

- 1の事業; 生産局農業生産支援課 (03-3597-0191 (直))
- 2、3の事業; 大臣官房政策課
戸別所得補償制度推進チーム (03-6744-1850 (直))
- 3の事業; 大臣官房統計部管理課 (03-3502-5621 (直))

☆ 一貫したコールドチェーン体制の整備（新規）

《未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち流通の効率化・高度化》
【23百万円】

対策のポイント

生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うための整備を通じ、品質管理の高度化の取組を行う際に必要となる設備・機器の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・食の安全・安心の確保など社会的要請が高まるなか、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められています。
 - ・このため、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって卸売市場におけるコールドチェーン体制づくりを行うことで、フードチェーン全体での食品の品質管理の高度化を図ることが重要です。
- ※コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させることです。

政策目標

事業実施市場における低温卸売場面積の増加

<内容>

中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者又は卸売業者が、生産者、小売業者、輸送業者等の市場関係者と連携して品質管理高度化計画（仮称）を策定し、下記の設備・機器の導入を行う場合に、経費の一部を補助します。

- ・低温保管倉庫
- ・簡易式低温売場

【1/2】

<事業実施主体>

民間企業等

<事業実施期間>

平成22年度

[お問い合わせ先：総合食料局流通課（03-6744-2059（直））]

☆ 食品流通高度化推進調査（新規）

《未来を切り拓く6次産業創出総合対策のうち流通の効率化・高度化》
【18百万円】

対策のポイント

食品流通の高度化の推進と生産者の所得向上を図る観点から、生産から消費に至る各段階の関係者が一体となって行うコールドチェーン体制づくりなど、卸売市場における品質管理の高度化のための取組について調査・検討を行います。

<背景/課題>

- ・我が国の食品流通においては、食の安全・安心の確保など社会的要請が高まる中、食品流通の大宗を担う卸売市場においてコールドチェーンが途切れないようにするなど、農産物の品質保持システムの確立が求められています。
 - ・このため、卸売市場において品質管理の高度化を図る上での課題等を整理して方向性を示していくことが重要です。
- ※コールドチェーンとは、生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させることです。

政策目標

農産物の品質劣化防止による農家所得の向上

<内容>

業界関係者や食品流通の専門家から成る委員会を設け、現地調査を踏まえて、品質管理の高度化を図るための体制の導入効果の分析と課題整理を行った上で、卸売市場における品質保持システムを現場に適用していくに当たっての重要点を整理した指針を作成します。

【定 額】

<事業実施主体>

民間企業等

<事業実施期間>

平成22年度

[お問い合わせ先：総合食料局流通課 (03-6744-2059 (直))]

生産から消費まで一貫したコールドチェーン体制への取組

- ①一貫したコールドチェーン体制の整備 ②食品流通高度化推進調査

現状

○食の安全・安心の確保を求める消費者の声が強まる中、生産・輸送・消費の過程で生鮮食料品を一貫して低温に保ち流通させる「コールドチェーン」を途切れさせない体制づくりが急務。

<具体的な流れ>



①体制づくりへの支援
(一貫したコールドチェーン体制の整備)

卸売業者等がリース契約により設備・機器(冷蔵庫等)を導入する際にリース料の1/2を支援(8地区)

②必要な情報の調査と発信
(食品流通高度化推進調査)

卸売市場におけるコールドチェーンの実態調査
卸売市場における体制づくりの効果を分析
これからコールドチェーン体制づくりを進める卸売業者等のための指針となる情報を発信

コールドチェーンが卸売市場で途切れない体制づくり

期待される効果

- 消費者が望む安全で高品質な生鮮食料品の供給
- 適切な温度・湿度での流通により、劣化や損失が抑制され食品ロスが低減
- 高品質を維持した生鮮食料品の流通の実現による生産者所得の確保



強い農業づくり交付金

【14,385(24,416)百万円】

対策のポイント

国産農産物の安定供給のため、生産・経営から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題。
- ・既存の穀類乾燥貯蔵施設等産地基幹施設については、老朽化が進むとともに利用率が低迷するなど、再編整備等が不可欠な状況。
- ・これらの課題の解決に向けた取組の推進に必要な共同利用施設の整備等を支援。

政策目標

- 指定野菜の加工向け出荷数量88.6万ト (平成24年度)
- 大豆60kg当たり生産コストを3割程度低減 (平成27年度)
- 認定農業者を新たに400経営体育成 (平成26年度)
- 中央卸売市場(青果・水産)の低温卸売場2割以上 (平成27年度)

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保
産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設整備や小規模土地基盤整備等を支援します。
2. 地域農業構造の確立と新規就農者の育成・確保
経営規模の零細な地域等における効率的かつ安定的な経営の育成に必要な農業用施設等の整備を支援します。
また、道府県農業大学校や農業法人等での研修教育や職業訓練の推進に要する研修施設や宿泊施設の整備、研修カリキュラムの策定等の取組を支援します。
3. 安全で効率的な流通システムの確立
中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や、卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

交付率：都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、青年農業者等育成センター、NPO法人等

お問い合わせ先：1の事業：生産局総務課 (03-3502-5945(直))
2の事業：経営局構造改善課 (03-3502-6444(直))
経営局人材育成課 (03-6744-2160(直))
3の事業：総合食料局流通課 (03-3502-8236(直))

卸売市場における品質管理の向上
 —強い農業づくり交付金の拡充—

平成22年度予算案
 144(244)億円の内数

()内は21年度当初予算額

- ・ 施設整備を通し、卸売市場が抱える課題への取組や、生産者・消費者両サイドの期待に応えられる市場づくりを支援します。
- ・ 交付対象施設は、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、情報処理施設、加工処理高度化施設など多岐にわたります。
- ・ 産地や実需者から要望の多い**低温卸売場の整備については、要件を見直し、取り組みやすくします。**(中央卸売市場における低温卸売場面積の割合 12.1% (平成21年3月末))

拡充内容(事業協同組合方式も対象)

H21 予算まで

低温卸売場整備の交付率

○原則
 (これまでのほとんどの場合)

(特例)

○「1回の整備で卸売場面積の2割以上」を低温卸売場にする場合

1/3 以内

4/10 以内

H22 予算案

「1回の整備で卸売場面積の1割以上」を低温卸売場にする場合

4/10 以内

参考

卸売市場法 抜粋
 (助成)

第七十二条 国は、第八條第一号又は第二号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体が中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得をする場合においては、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、当該施設のうち建物、機械設備等の重要な施設の改良、造成又は取得に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

★ 45 新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
【6, 183 (6, 516) 百万円】

— 対策のポイント —

農林水産業・食品産業の発展のための農林水産政策の推進及び現場における課題の解決を図るため、実用化に向けた技術開発を提案公募方式により推進します。

<背景／課題>

農林水産業・食品産業の技術上の課題の解決や農商工連携の推進により地域の活性化を図るためには、実用化段階の研究開発成果を生産現場への普及や民間企業による事業化に速やかに結びつける必要があります。

— 政策目標 —

農林水産政策の推進方向や現場の要請に的確に対応した実用技術の開発を推進

<主な内容>

1. 新技術開発事業委託費 5, 973 (6, 357) 百万円

①研究領域設定型

各行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策の推進に資するための研究領域を設け、その実用化に向けた技術開発を支援します。

②現場実証支援型（従来の現場提案型を再編）

大学、民間企業等の地域の関係者による技術開発から改良、開発実証試験までの取組を切れ目なく支援します。

③機関連携強化型（新設）

公設試験場が他の都道府県の公設試験場との研究連携協定を策定した場合に、当該試験場を含む共同研究グループによる技術開発を支援します。

④緊急対応型

年度途中で突発的に生じた農林水産・食品分野の政策課題に対応する研究開発を支援します。

2. 課題評価、進行管理、成果の普及等の推進に関する調査分析委託費

153 (159) 百万円

研究課題の審査・評価、進行管理、成果の普及等に関する調査分析及びマッチング機会増大による技術開発成果の普及・実用化を推進します。

（補助率：定額
事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：
農林水産技術会議事務局研究推進課 (03-3502-5530(直))

平成22年度新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の研究タイプ

◎研究領域設定型研究

行政部局等からの要請に基づき、農林水産政策推進上の重要性等を勘案して、研究領域を設定し公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内/年

◎現場実証支援型研究

地域活性化に資する観点から、研究領域は設定せず、地域における自由な発想を生かして現場から提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：3千万円以内/年

◎機関連携強化型研究

研究連携協定の策定を前提に、研究領域は設定せず、提案を公募

研究期間：原則3年以内
1 課題研究費：5千万円以内/年

◎緊急対応型調査研究

農林水産分野における災害の発生や、その他の突発的な事象等の緊急課題に対応し、その都度公募(年数回)

研究期間：年度内
1 課題研究費：1千万円以内/年

○22年度における研究領域

- ① 競争力強化のための生産システムの改善
- ② 新たな可能性を引き出す新需要の創造
- ③ 地域農林水産資源の再生と生態系保全
- ④ 食品産業の競争力強化と農林水産物・食品の輸出拡大
- ⑤ 温室効果ガス排出削減のための省エネルギー、新エネルギー対策

◎ 従来の「現場提案型研究」を再編したタイプです。

＜再編のポイント＞

- ① 事業化や普及に速やかに供することが可能な技術の開発を推進します。
- ② 技術開発から改良、開発実証試験まで切れ目なく支援し、いち早く生産現場や企業がその成果を活用できるようにします。

◎ 平成22年度から新設するタイプです。

＜新設のポイント＞

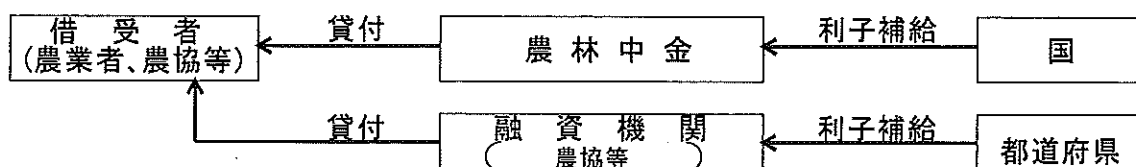
- ① 地域の研究資源の利用効率を飛躍的に向上させる体制の構築を促進します。
- ② 共同研究グループに参加する公設試験場同士が研究連携協定を策定することが応募の要件となります。
- ③ メリット措置として、委託研究の実施のために必要な経費を支援するとともに、間接経費の上限を35%とし、研究連携協定に基づく役割分担や連携強化の下での研究体制の整備を支援します。

★ 農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対し、経営改善に必要な施設資金等を円滑に融通するため、国又は都道府県が農協等民間金融機関に利子補給措置を講ずることにより、長期かつ低利の資金を融資します。

(仕組み：農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）に基づき昭和36年に創設）



1. 借入対象者

- ① 農業を営む者（認定農業者※1）、認定就農者、主業農業者※2）、集落営農組織、農業を営む任意団体 など）

※1 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいいます。

※2 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円（法人にあっては1,000万円以上）等

- ② 農協、農協連合会

- ③ ①～②及び地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

2. 借入条件

(1) 資金使途

- ・ 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
- ・ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成
- ・ 乳牛その他の家畜の購入又は育成
- ・ 農地又は牧野の改良、造成又は復旧
- ・ 長期運転資金
- ・ 農村環境整備資金 など

- (2) 借入限度額：農業を営む者 個人18百万円、法人・団体2億円
：農協等 15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

- (3) 借入金利：1.7%（平成21年11月20日現在）

- (4) 償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

- (5) 融資率：原則80%以内

※1 認定農業者に対する特例：貸付限度額が個人1,800万円（法人3,600万円）までに限り、実質金利は償還期限に応じて0.95%～1.55%、融資率100%以内が適用。

なお、平成19～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については、農山漁村振興基金からの利子助成（最大2%）により実質無利子での融資を受けることができます。

※2 集落営農組織に対する特例：貸付限度額が3,600万円までに限り、融資率は100%以内が適用。

なお、平成20～21年度に利子補給承認が行われた資金（500万円超）については農山漁村振興基金からの助成により実質金利を最大2%引下げ。

3. 取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関（農協、銀行等）に必要書類※を提出

（最寄りの窓口機関がご不明な場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。



スーパーJ資金

〔農業経営基盤強化資金〕

農業経営改善計画の認定を受けられた方の自主性と創意工夫を活かした経営改善を、資金面で応援する総合的な資金制度です。

ご利用いただける方

認定農業者（農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人）

※ なお、個人の場合、簿記記帳を行っていること、又は今後簿記記帳を行うことが条件となります。

資金の使いみち

農業経営改善計画の達成に必要な次の資金

ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります。

農地等

取得のほか、改良・造成も対象となります。

施設・機械

農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設も対象となります。

果樹・家畜等

購入費、新植・改植費用のほか、育成費も対象となります。

その他の経営費

規模拡大や設備投資などに伴って必要となる原材料費、人件費などが対象となります。

経営の安定化

負債の整理（制度資金は除く）などが対象となります。

法人への出資金

個人が法人に参加するために必要な出資金等の支払いが対象となります。

ご融資条件

償還期限：25年以内（うち据置期間10年以内）

融資限度額：【個人】1億5,000万円（特認 3億円）

【法人】5億円（特認10億円）

※ このうち経営の安定化のための資金のご融資限度額は個人3,000万円、法人1億円です。

金利： . %（償還期限 年の場合、平成 年 月 日現在）

※（財）農林水産長期金融協会及び都道府県、市町村から利子助成を受けた場合の金利です。都道府県、市町村の条件等によっては利子助成を受けられない場合がございます。

※平成19年4月1日～平成22年3月31日までに当公庫が融資決定した案件については、一定の要件を満たす場合に、実質無利子となる制度がございます（ただし、取扱額に限りがあるため、資金の使いみちやご融資の実行の時期によっては、ご希望に添えない場合がございます）。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。

※借入時の金利は金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

（平成21年4月）

無担保・無保証人制度

クイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、1週間以内に無担保・無保証人融資の適用可否を回答します。

対象となる方	企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準以上 など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※ 経営の安定化（負債の整理など）はクイック融資制度の対象となりません。
利用限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

円滑化貸付制度

経営が良好な方に無担保・無保証人でご融資する制度です。本制度によるご融資の残高がある場合でも、限度額の範囲内で繰り返しご利用いただけます。

対象となる方	農業経営改善計画の目標水準に達していること 過去5年間に於いて制度資金の延滞がないこと など
対象となる事業	農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金 ※ 経営の安定化（負債の整理など）は円滑化貸付制度の対象となりません。
利用限度額と要件	【個人】 利用限度額：2,000万円 【要件】 ① 過去3期（災害等特殊年を除く）の通算農業所得が黒字であること ② 全国担い手育成総合支援協議会の経営診断等を受診すること
	【法人】 利用限度額：4,000万円～1億円 ※ 売上高及び資本金によりご利用限度額が異なります。 【要件】 ① 過去3期（災害等特殊年を除く）の通算当期利益が黒字であり、かつそれを内部留保することにより資本蓄積を図ってきていること ② 今後5年間の資本増強計画を作成していること ③ （社）日本農業法人協会経由の経営診断を受診すること

※ 経営診断にあたっては過去3期分の税務申告書・決算書をそれぞれの診断機関にご提出いただけます。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



日本政策金融公庫

農林水産事業本部

ホームページ

<http://www.afc.jfc.go.jp>

日本公庫

検索

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）